

| 質問                                                               | 回答                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「保険者にご確認ください」とカタログに書いてありますが、給付対象ですか。                             | 「保険者にご確認ください」となっている商品は保険者ごとに判断が分かれていることが多い商品ということです。必ず保険者への確認が必要です。                                                                                                                                                                                         |
| 新商品が出ましたが、給付対象ですか。                                               | 実際にご利用される方がいる場合に、介護支援専門員を通じた相談があった場合に、給付対象とするかどうかを検討して回答します。                                                                                                                                                                                                |
| 購入した福祉用具が破損してしまいました。再購入は可能ですか。                                   | 何故破損したのか、原因により保険者が判断します。購入前に保険者に相談してください。                                                                                                                                                                                                                   |
| 複合的機能を有する福祉用具について、どのように扱われるのですか。                                 | 国より通知が出ています。<br>2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。<br>(1)それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。<br>(2)区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。<br>(3)福祉用具の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 |
| 「フィッティング期間」及び「お試し」について給付対象となりますか。                                | 座間市では、給付対象ではありません。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新規認定申請中や更新申請中及び変更申請中に必要だった福祉用具購入についての本申請の時に添付するケアプランはどうしたら良いですか。 | 暫定プラン及び本プランを併せて提出してください。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 福祉用具の使用により事故が発生しました。どのように対応したらよいでしょうか。                           | 保険者は、製品の安全性や機能面を保証することはできません。安全性の確保については、民法上の契約者間の責任となります。<br>事業者は、福祉用具貸与、販売サービスの提供による事故が発生した場合には、市町村、当該利用者等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、採った処置についての記録、損害賠償等を行うこととされています。                                                                                              |
| 計算方法について教えてください。                                                 | 他のサービスと同様の考え方であり、保険給付額を小数点以下切り捨てて処理し、残額が自己(本人)負担となります。<br>具体的には、以下ようになります。<br>購入額(税込)9,018円 負担割合1割の場合<br>保険給付 9,018円×90%=8,116.2 小数点以下切り捨て<br>本人負担 9,018円－8,116円=902円                                                                                       |
| 令和6年度介護報酬改定で、選択制福祉用具購入制度が導入されましたが、追加書式の有無や申請方法に変更はありますか。         | 申請書式に追加はありませんが、申請書の「福祉用具が必要な理由の記載」の欄に、福祉用具貸与ではなく購入である理由を記載してください。                                                                                                                                                                                           |
| 福祉用具購入後に修理を行ったのですが、これは給付対象ですか。                                   | 給付対象外です。介護保険の福祉用具購入の支給対象は、福祉用具そのものの費用のみです。運搬費、設置費用等の費用については支給対象とならないことから修理費用も支給対象とはなりません。                                                                                                                                                                   |
| 同一種目、種類の複数購入は可能ですか。                                              | 原則不可です。ただし、用途及び目的が異なる場合に支給対象となる場合がありますので、事前に保険者に相談してください。                                                                                                                                                                                                   |